

令和8年1月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和8年1月13日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長職務代理者あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
- ② 議案第2号 四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

5 協議事項

- ① 修学旅行費用の平準化について

6 報告事項

- ① 学期始めにおける児童生徒の出欠状況について
- ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- ③ 会計年度任用職員の職種の追加について

7 その他

- ① 小中学校卒業式の日程について
- ② 令和8年度 教育委員会事務局体制について
- ③ 今後の日程について

教育長 職務代理者	谷口 和史
委 員	横山 順一、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

議案第1号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年1月13日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

別紙

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 令和 8 年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。

休校する学校名	通学すべき学校名
川口小学校	窪川小学校

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号 (略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。 2～8 (略)</p> <p>9 令和7年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>休校する学校名</td> <td>通学すべき学校名</td> </tr> <tr> <td>昭和小学校</td> <td>十和小学校</td> </tr> </table>	休校する学校名	通学すべき学校名	昭和小学校	十和小学校	<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号 (略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。 2～8 (略)</p> <p>9 令和7年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>休校する学校名</td> <td>通学すべき学校名</td> </tr> <tr> <td>昭和小学校</td> <td>十和小学校</td> </tr> </table>	休校する学校名	通学すべき学校名	昭和小学校	十和小学校
休校する学校名	通学すべき学校名								
昭和小学校	十和小学校								
休校する学校名	通学すべき学校名								
昭和小学校	十和小学校								
<p><u>10 令和8年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><u>休校する学校名</u></td> <td><u>通学すべき学校名</u></td> </tr> <tr> <td><u>川口小学校</u></td> <td><u>窪川小学校</u></td> </tr> </table>	<u>休校する学校名</u>	<u>通学すべき学校名</u>	<u>川口小学校</u>	<u>窪川小学校</u>					
<u>休校する学校名</u>	<u>通学すべき学校名</u>								
<u>川口小学校</u>	<u>窪川小学校</u>								

【改正の理由】

「四万十町立川口小学校」は、令和8年4月1日に「四万十町立窪川小学校」と統合することとなっています。今回の規則改正については、「川口小学校」の通学区域にある児童が通学すべき学校を統合先の「窪川小学校」とするためのものです。なお、今回の改正による「川口小学校」の通学区域にある児童が通学すべき学校の規定（附則の改正規定）については、「川口小学校」の休校期間中の取扱いを定めるものであり、廃校となった際には、改めて通学区域の変更を行います。

議案第 2 号

四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

四万十町立学校給食センター条例（平成 18 年四万十町条例第 171 号）第 5 条に基づき四万十町立学校給食センター運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 1 3 日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

令和 7 年度 四万十町立学校給食センター運営委員会委員

選出区分	氏 名	所 属
(1) 給食対象学校の校長代表	中内 朋子	窪川中学校長
	稲田 充宏	大正中学校長
	岩井 崇通	十和中学校長
	山本 千代	影野小学校長
	藤原 良仁	北ノ川小学校長
	久保田 隆一	十和小学校長
(2) 給食対象学校の P T A 会長代表	古谷 翼	窪川中学校 P T A 会長
	中尾 佳亮	窪川小学校 P T A 会長
	谷脇 祐二	大正中学校 P T A 会長
	武内 厚樹	田野々小学校 P T A 会長
	山本 俊之	十和中学校 P T A 会長
	恩地 康成	十和小学校 P T A 会長
(3) 学識経験者	中澤 さち	大正町民生活課保健師

任期 : 令和 8 年 1 月 1 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日

参 考

四万十町立学校給食センター条例 (平成 18 年四万十町条例第 171 号) 抜粋

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに四万十町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第 6 条 運営委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食対象学校の校長代表
- (2) 給食対象学校の P T A 会長代表
- (3) 学識経験者

第 7 条 運営委員会に委員の互選により、会長、副会長各 1 人を置く。

2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 8 条 運営委員会は、給食センターの運営に関し、教育委員会の諮問に答申する。

2 運営委員会は、前項の審議を行うために必要な調査及び研究を行う。

(任期)

第 9 条 運営委員会の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。